

服 装 規 定

生徒は制服を着用するものとし、服装は次の規定に従い、すべて簡素清潔で派手にならないように心がけなければならない。

1 制服は次のように定める。

やむを得ない事情により、規定の服装が着用できない場合は担任に申し出て、許可を受けること。

冬 服	①黒色標準型学生服 黒色標準型学生ズボン ベルト着用 (制服規定図を基準とする。黒の詰襟・5つ金釦) カラー、校章をつける。 学生服の下には、セーター類の着用も可。
	②黒のブレザー (スーツ型、生地はカシミア又はサージ)、ブレザーの下には白カッターシャツに濃紺のネクタイをつける。スカートは車ヒダでヒダ数は28～36、丈は膝の中心から上限・下限とも5cm以内とする。 (制服規定図を基準とする) ブレザーの下はセーター類はVネック。 * 黒ズボンを着用する場合は、上着は①②のいずれかに準ずる。
夏 服	③白カッターシャツ (長そで・半そでのいずれでも可) ズボンは冬服に準じる。サマーポラー等夏向素材のものも可。
	④白セーラー型 (長そで・半そでのいずれでも可、濃紺のえりふち、胸当てに濃紺マーク入り、生地はタッサー・シャークスキン・ピラミタル校倉調又は同等の生地、透けるものや地模様入りは禁止) にネクタイをつけ、スカートを着用する。(制服規定図を基準とする。ネクタイ、スカートは冬服に準じる) スカートはサマーポラー等夏向素材のものも可。 * スカートでカッターシャツは可する。その場合ネクタイを着用とする。
ストッキング タイツ	黒・紺・ベージュで柄物、柄織は不可。

- ・校章・えり章をつけること。
- ・夏季・冬季とも、裾から下着やシャツがでないよう着こなすこと。また襟からフード等を出すことは不可とする。
- ・カッターシャツの裾はズボン**またはスカート**の中に入れること。
- ・冬服上着の裾の長さは、着用した時に自分の中指の第2関節程度とし、極端に長いものや短いものは不可とする。
- ・スカートのヒダ数は28～36とし、丈は膝頭中心から上下5cmを限度とする。
- ・ブレザーの下はカッターシャツを着用すること。ブラウスは認めない。
襟が極端に小さいもの・丸いもの、身幅・袖幅などが極端に大きいものは不可。
- ・カーディガンはVネック等、ネクタイが見える形状のものとする。
袖や裾から極端にでるサイズは避け、適切なサイズを着用すること。
- ・カーディガンの色は、黒・白・グレー・紺のみとする。なお色は単色のみとする。
- ・ネクタイの幅を細く変形したり、極端に短く結んだりしないこと。
- ・ストッキング、タイツ、レギンスは黒・紺・ベージュとし、柄物・柄織は不可。ただし、レギンスは足首の露出は認めない。

- 防寒衣類について、校内での着用は**原則**不可とする。
膝掛や座布団については、授業に支障がなければ認める。
- 靴は、通学用・校舎内上履き・グラウンド用 (通学用と併用も可)・体育館シューズを区別し、使用すること。
通学用は靴とし、かかとのないもの (スリッパ・下駄等) は認めない。
- 頭髮・身だしなみ等についての禁止事項
 - ・男女ともパーマ・脱色・黒以外の染色・エクステンション・ウィッグ・巻き髪。
 - ・化粧 (リップ色付き・マニキュア・ペディキュア等を含む)。
 - ・イヤリング・ピアス・ネックレス・ブレスレット・指輪等。

違反をしている場合には警告を受けたり、改めに帰宅指導する場合もある。